訴訟の報告について

【1. 訴訟に至る経緯】

令和3年1月6日 法定外公共物の財産管理に関する住民監査請求

内容: 法定外公共物(水路)について、違法又は不当に使用及び工作物の設置がされていることを確認しているも、何らの措置を講ずることなく不作為な行為をしている。

場所:青森市岡造道3丁目の水路(位置図参照)

市の主張:水路に係る違法な使用等への対応は適正に行っている

令和3年3月1日 監査の結果の通知(一部却下、その他棄却)

「何らの是正措置を講じていないとは言えない。」

令和3年4月1日 監査結果を不服とした住民訴訟の提起

【2. 住民訴訟の概要】

- ○送達日 令和3年5月14日
- ○原告 住民監査請求の請求人
- ○被告 青森市 代表者 青森市長 小野寺晃彦
- ○請求の趣旨
- ・岡造道3丁目の公有財産である水路を(周辺住民が)許可なく使用していることは、違法であることから直ちに回復せよ。
- ・訴訟費用は被告の負担とする。

【3. 第1回口頭弁論日】

令和3年6月18日

(参 考) 当該水路に係る位置図

